

船舶事故調査報告書

平成26年1月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年9月7日 01時00分ごろ
発生場所	宮崎県門川町枇榔島北西岸 門川町所在の日向枇榔島灯台から真方位298° 200m付近 （概位 北緯32° 28.0′ 東経131° 43.7′）
事故調査の経過	平成25年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 若戎丸、4.98トン MZ3-5481（漁船登録番号）、個人所有 9.50m (Lr) × 2.66m × 0.90m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和56年11月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年2月14日 免許証交付日 平成23年2月16日 （平成28年2月15日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首船底に破口（全損）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、枇榔島南方沖で底びき網漁を行いながら南西進中、流木が網に絡んだので、ウインチを使用して流木を取り除こうとしたが、網が破損したことから、漁を続けることを諦めて帰ることとした。</p> <p>船長は、帰りながら、漁獲物の選別を行うこととし、操舵室で操舵を手動から自動に切り替える操作を行い、針路を260°（真方位、以下同じ。）として約4ノット（kn）の速力で航行中、レーダーのレンジを1.5海里に設定して接近警報機能を作動させ、船尾端に移動して椅子に座り、周囲の状況を確認した後、船首方に向かって下を向き、漁獲物の選別作業を始めた。</p> <p>船長は、漁獲物の選別作業を行っていたところ、本船が、平成25年9月7日01時00分ごろ枇榔島北西岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、機関を後進にして岩場から本船を引き出そうとしたが、引</p>

	<p>き出せなかったので、無線で僚船に連絡するとともに、携帯電話でも僚船に連絡したが、その頃、本船が、左舷側に傾き、機関が停止し、機関室から浸水が始まった。</p> <p>船長は、02時00分ごろ僚船に救助され、別の僚船に移って門川町門川漁港へ帰り、日出後、乗揚場所に戻り、手配した台船による本船の引き出し作業を見ていたところ、本船は2つに分断した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 低潮時、潮高 0.48m（細島港）</p> <p>潮流 東流約0.5kn</p> <p>月没時刻 19時16分（9月6日）</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.6mであった。</p> <p>船長は、平成25年8月30日に初めて本船に乗船し、夜間、本船で漁を行うことは、本事故発生時が初めてであった。</p> <p>本事故当時、操舵装置に異常はなかった。</p> <p>本船では、自動操舵に設定した場合、設定した針路から2°外れたとき、警報が作動する設定になっていたが、本事故当時、警報は鳴らなかった。</p> <p>本船は、手動操舵で舵中央の状態で行航する場合、約2°右方に舵が取られる特性があった。</p> <p>本船は、船尾端の椅子に座った場合、船首方向は巻上機のために見通すことはできないが、立ち上がれば見通すことができ、椅子に座った場合でも左舷方向及び右舷方向の見通しは良好であった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、枇榔島南方沖において、船長が、帰りながら、漁獲物の選別作業を行おうとし、手動操舵から自動操舵への切替え操作を行い、針路を約260°に設定して航行したが、手動操舵から自動操舵への切替えが行われていなかったことから、手動操舵の状態であり、航行中に右舵が取られ、枇榔島北西岸の岩場に向けて航行し、同島北西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、下を向いて漁獲物の選別作業を行っていたことから、枇榔島北西岸の岩場に向けて航行していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>本船では、自動操舵に設定した場合、設定した針路から2°外れたとき、警報が作動する設定になっていたが、本事故発生時には警報は鳴らなかったことから、手動操舵から自動操舵への切替え操作を行ったものの、手動操舵から自動操舵への切替えが行われていなかったも</p>

	のと考えられる。
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、枇榔島南方沖において、船長が、帰りながら、漁獲物の選別作業を行おうとし、手動操舵から自動操舵への切替え操作を行い、針路を約260°に設定して航行したが手動操舵から自動操舵への切替えが行われていなかったため、手動操舵の状態であり、航行中に右舵が取られ、枇榔島北西岸の岩場に向けて航行し、同島北西岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、見張りを適切に行うこと。 ・操舵の方法の切替えは、確実にを行うこと。